

令和 3 年

奈良市議会 9 月定例会
追加提出議案
(令和 3 年 9 月 24 日送付分)

奈良市

目 次

奈良市議案第100号	奈良市行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例 の一部改正について……………	1
〃 第101号	奈良市第5次総合計画について……………	3

奈良市行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の一部改正について

奈良市行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和3年9月24日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の一部を改正する条例
奈良市行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（平成22年奈良市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この条例において「総合計画」とは、市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、市政全般に係る政策の基本的な方向を体系的に明らかにした計画であって、市が策定する各種の計画及び施策の全ての基本となるものをいう。

第3条第1項中「基本構想及び基本計画（以下「基本構想等」という。）」を「総合計画」に改め、同条第2項中「基本構想等」を「総合計画」に改める。

第4条中「基本構想等」を「総合計画」に改める。

第5条第1項中「基本計画」を「総合計画」に改め、同条第2項を削る。

第6条第1号及び第2号中「基本構想等」を「総合計画」に改め、同条第3号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の奈良市行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に策定する総合計画につい

て適用し、施行日前に策定された基本構想、基本計画及び実施計画については、なお従前の例による。

(提案理由)

第5次総合計画の策定に当たり、総合計画の構成を見直すことに伴い、所要の規定の整備を行おうとするものである。

奈良市第5次総合計画について

奈良市第5次総合計画を次のとおり定めたいので、奈良市行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（平成22年奈良市条例第20号）第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年9月24日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 奈良市第5次総合計画（別冊）